

漁業白書を読んで 水産基本法のもとでのこれからの水産業と白書

〔概要〕

平成 13 年 6 月、水産基本法が制定され、それまでの基本法であった沿岸漁業等振興法が廃止された。前法では漁業者の所得向上が主目的であったのに対し、新法では国民への水産物の安定供給が主目的になるなど、水産業・水産行政が置かれている立場に変化が生じている。そうした変化を、これまでの漁業白書・漁業施策がどのように先取りしてきたか、本年の漁業白書では過去の法と施策をどう総括しているかについて批判を交えながら検討している。